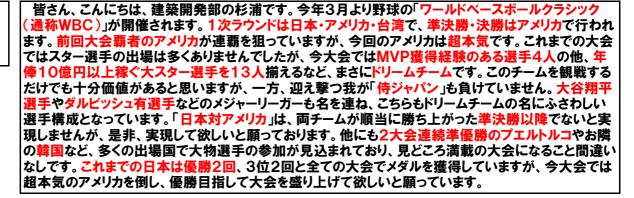


石橋レポ 第54号



発行日:令和5年2月1日(隔月1日発行)

杉浦のつぶやき





2023年度 税制改正のポイント ~暦年課税~

■ 改正のポイント

- 1. 相続開始前に贈与があった場合の相続税の課税価格への加算期間が現行の3年から 7年に延長されます。(経過措置あり)
- 2. 今回の改正により<mark>延長された期間に受けた贈与</mark>について、総額100万円控除した残額を相続財産に加算することになります。
- 3. 本改正は令和6年1月1日以後の贈与により取得する財産について適用されす。
- 滴用例
- ① 令和10年1月1日に亡くなった場合(経過措置:1~4年以内は段階的に加算)



② 令和13年1月1日に亡くなった場合(完全移行)

R6.1.1 110万/年まで無税 R10.1.1

R13.1.1(死亡)

死亡前3年以 通算7年以内の贈与は相続財産に加算



ちょっと一息 頭の体操

<答え>



<数独のルール>

- 1、空いているマスに1~9の数字をいれる。
- 2、縦・横の各列及び、太線で囲まれた3×3の ブロック内に同じ数字が複数入ってはいけない。

ルールは以上です。簡単ですよね。

でもやってみると意外に難しいですよ。

正解は欄外をご覧ください。

<問54>				9	1			
		9	4			8	3	
		8		4		1	2	
_	4					3		6
١,								
	8		3					1
		3			2		7	
		6	7			2	4	
				3	6			

お問い合わせ先

石橋建設興業株式会社

碧南市山神町2丁目72番地 TEL:0566-42-8181

FAX:0566-42-8833

E-mail: ishi1957@oregano.ocn.ne.jp

L-IIIaii. Isiii 1997 @ Olegano.ocii.iie.jp

ホームページ: 石橋建設興業 検索

● 営業内容

•土木工事

•建築工事

• 造園工事

▪重機械の施工

・建設用資材の納入販売

•宅地建物取引業

•舗装工事

・アスファルトガラ、コンクリートガラ、建設発生土のリサイクル

第二事業部 開発部 都築一雄(携帯)090-1235-0237/ 杉浦幹夫(携帯)080-2658-3035